



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成23年 1月20日

住所 大分県大分市大字迫字丸山658番地の1
氏名 株式会社 東部開発
代表取締役 首藤 聖司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分市長 釘 宮 馨



許可年月日	平成23年 1月20日	許可番号	大分市指令第 4876号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施行令第7条第7号に規定する破碎施設（固定式） 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず （但し、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	大分市大字旦野原茶ヤガ本1390番、外20筆		
処理能力	廃プラスチック類 103t/日（24時間）		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		